

## 桶川市公共ます等設置要綱

(昭和56年2月17日告示第5号)

### (目的)

第1条 この要綱は、公共下水道事業に係る公共汚水ます及び取付管（以下「公共ます等」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 公共ます等は、公共下水道の施行の際に一宅地につき一個を設置する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により公共ます等の設置を受けようとする者は、様式第1号の公共ます等設置申請書を市長に提出しなければならない。

### (位置の変更等)

第3条 前条第1項の規定により設置した公共ます等の位置又は構造その他の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 公共ます等の変更に要する工事費等は、当該原因者が負担するものとする。

3 第1項による許可を受けようとする者は、様式第2号の公共ます等変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し適当であると認めるときは、様式第3号の公共ます等変更許可書を提出した者に交付するものとする。

### (損害賠償)

第4条 公共ます等の使用者は、故意又は過失により設置した公共ます等をき損し、又は亡失したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

(維持管理)

第5条 この要綱により設置された公共ます等の維持管理は、市が行う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。



(裏)

方  
位

## 設置位置図

公共ますの位置を○印で記入してください。

台 所 : K

風 呂 : B

便 所 : W

※ 位置図には敷地及び家屋、公道、私道を明記し、さらに台所(K)、風呂(B)、便所(W)等の位置を記入してください。

※ 公共ますの位置は、宅地内排水管の接続できる位置としてください。  
(水道の量水器、雑排水管に支障のない位置とする。)

※ 水道の量水器等を移設する場合の費用は、個人負担となります。

様式第2号

公 共 ま す 等 変 更 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

桶 川 市 長

住 所  
届出者  
氏 名  
(電話番号

印

次 の と お り 変 更 し た い の で 申 請 し ま す 。

設 置 場 所	桶 川 市				
使 用 者					
変 更 内 容					
変 更 理 由					
工 事 施 工 者	工 事 店 名				
起 案 . .	決 裁 欄	上記申請に基づき調査の結果、次のとおり決定してよいでしょうか。			
決 裁 . .		課 長			合 議
施 行 . .					
決 定 区 分	許 . 不	決 定 年 月 日	. .		
備 考					

様式第3号

公 共 柵 等 変 更 許 可 書

桶 下 第 号  
年 月 日

様  
.....

桶川市長 印

年 月 日付で申請された公共柵等変更許可について  
次のとおり許可する。

設 置 場 所	
使 用 者	
変 更 内 容	
変 更 理 由	
備 考	